

貨物軽自動車運送事業のご案内

山形運輸支局輸送・監査部門

新たに貨物軽自動車運送事業を始める際には、以下の点に留意して下さい。

貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業の事を言います。

貨物軽自動車運送事業を始めるには、管轄の運輸支局長への届出が必要となります。このため、事業を始めるに先立ち、「貨物軽自動車運送事業経営届出書」を山形運輸支局輸送・監査部門へ提出して下さい。事業を実施するに際しては各種基準等が定められていますので、事業計画等を定めたくうえで届出をして頂きます。

項 目	基 準 等
営 業 所	<ul style="list-style-type: none">・営業活動及び運転者の管理を行う拠点。（自宅可）・使用権限を有すること。・都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
自 動 車 車 庫	<ul style="list-style-type: none">・原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。・車両1両あたり概ね8㎡（二輪の自動車は概ね5.5㎡）以上確保され、かつ、計画車両のすべてを収容できるものであること。・使用権限を有すること。・都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
休 憩 睡 眠 施 設	<ul style="list-style-type: none">・乗務員が有効に利用することが出来る適切な施設であること。（自宅可）・使用権限を有すること。・都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
運 送 約 款	国土交通大臣が定めて公示した約款に準じて運送約款を作成するか、標準運送約款と同一のものを使用する事も可能です。（運送約款により運送契約をすることになりますので、運送約款をよく読んで下さい）
事 業 用 自 動 車	届出に係る軽自動車の構造が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切でないこと。
管 理 体 制	過積載、過労運転の防止、乗務前後の点呼、乗務員に対する指導監督等の事業の適正な運営のための管理体制を確保して下さい。
運 賃 ・ 料 金	運賃・料金を設定したときは、30日以内に「運賃料金設定（変更）届出書」を提出して下さい。経営届出書と同時に提出することも可能です。

※提出部数は1部ですが、控えが必要な場合はコピーを含め2部ご準備下さい。

◆事業開始後の留意点（必ずお読み下さい）

貨物自動車運送事業者として、絶えず輸送の安全の確保に努めなければなりません。具体的には以下の事項に留意のうえ、事業を遂行して下さい。

- 車両の最大積載量を超えて貨物を運送することは出来ません。過積載の運行に対しては、道路交通法や道路法による規制、罰則等が定められています。
- 事故防止及び環境保全のため、日常点検整備及び定期点検整備の実施が義務づけられています。
- 貨物の積載においては、偏荷重が生じないようにするとともに、荷崩れ等による走行中の荷物の落下がないようにして下さい。
- 運転者ごとに点呼を行い、その点呼状況、指示内容等を記録し1年間保存して下さい。
- 営業所毎にアルコール検知器の設置が必要です。また、乗務前及び乗務終了後に必ずアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無及び健康状態を確認して下さい。また、点呼を行った記録については、記録簿により1年間保存して下さい。
- 道路運送法第83条（有償旅客運送の禁止）を遵守して下さい。旅客の運送は行わないこと。

◆事業内容に変更が発生した場合

事業用自動車の車両数や届出内容に変更が生じる場合は、事前の届出が必要となりますので、「貨物軽自動車運送事業経営変更届出書」を輸送・監査部門の窓口へ提出して下さい。

- ①氏名又は名称及び住所（主たる事務所の名称及び位置） ②代表者 ③営業所の名称及び位置
- ④事業用自動車の種別ごとの数（乗車定員）⑤自動車車庫の位置及び収容能力（面積）
- ⑥乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力（面積）

◆事業を廃止する場合

事業を廃止した時は、「貨物軽自動車運送事業経営変更届出書」に必要事項を記載して、輸送・監査部門の窓口へ提出して下さい。

◆営業用ナンバーの交付

営業用ナンバー（黒ナンバー）の取得については、営業所を管轄する軽自動車検査協会での手続きが必要となります。輸送・監査部門で発行する事業用自動車連絡書を持参し、交付の手続きを受けて下さい。（記載内容の変更や黒ナンバー外す場合も同様です。）

【お問い合わせ先】

東北運輸局山形運輸支局 輸送・監査部門

〒990-2161 山形市漆山字行段1422-1

TEL 023-686-4711（音声案内3）

Fax 023-686-5012